

姫路港、相生港及び赤穂港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、姫路港、相生港及び赤穂港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、令和2年7月1日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、姫路港、相生港及び赤穂港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示（令和元年6月11日神姫支掲示第1号）は廃止する。

令和2年6月29日

姫路税関支署長 中西 一長

交通者の交通経由場所及び貨物の積卸を行う場合の積卸経由場所

外国往来船	交通経由場所	積卸経由場所
中島公共埠頭維けい船	施設管理者が、岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁
飾磨公共埠頭維けい船	飾磨1号岸壁から3号岸壁について、各維けい岸壁。飾磨4号岸壁から9号岸壁については、施設管理者が、岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁
船場川公共埠頭維けい船	船場川1号岸壁から6号岸壁については、各維けい岸壁。船場川7号岸壁から12号岸壁については、施設管理者が、岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁
広畠公共埠頭維けい船	施設管理者が、岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁
浜田公共埠頭維けい船	施設管理者が、岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁

外国往来船	交通経由場所	積卸経由場所
D a i g a s ガスアンドパワー・ソリューション株式会社姫路LNG共同基地主桟橋維けい船	D a i g a s ガスアンドパワー・ソリューション株式会社姫路LNG共同基地主桟橋	左記外国往来船が維けいする桟橋
合同製鐵株式会社姫路製造所構内岸壁維けい船	合同製鐵株式会社姫路製造所通用門	左記外国往来船が維けいする岸壁
J F E 条鋼株式会社姫路製造所構内岸壁維けい船	J F E 条鋼株式会社姫路製造所正門	左記外国往来船が維けいする岸壁
日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所広畠地区構内岸壁維けい船	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所広畠地区西門	左記外国往来船が維けいする岸壁
株式会社ダイセル姫路製造所網干工場構内桟橋維けい船	株式会社ダイセル姫路製造所網干工場南門	左記外国往来船が維けいする桟橋
株式会社日本触媒姫路製造所構内桟橋維けい船	株式会社日本触媒姫路製造所正門	左記外国往来船が維けいする桟橋
住友精化株式会社姫路工場構内桟橋維けい船	住友精化株式会社姫路工場正門	左記外国往来船が維けいする桟橋
姫路港維けい船	飾磨公共埠頭1号岸壁及び同2号岸壁並びに同1号物揚場 ただし、海上を交通する場合に限る。	飾磨公共埠頭1号岸壁及び同2号岸壁並びに同1号物揚場 ただし、海上輸送手段を利用し、船用品、携帯品及び託送品を積卸しする場合に限る。
野瀬公共埠頭維けい船	維けい岸壁	左記外国往来船が維けいする岸壁
株式会社IHI相生事業所構内岸壁維けい及び入きよ船	株式会社IHI相生事業所西門	左記外国往来船が維けいする岸壁及び同船きよ
住友大阪セメント株式会社赤穂工場構内岸壁維けい船	住友大阪セメント株式会社赤穂工場正門	左記外国往来船が維けいする岸壁